

【事案Ⅲ－８】風水害等共済金請求

・平成 28 年 1 月 8 日 申立取下げ

<事案の概要>

平成 26 年 10 月の台風により、自宅 2 階の一部に損壊があり、雨漏りが発生した。火災共済の風水害等共済金を請求したが、自然災害による損害と一部が認められず、共済金の支払いが少ないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、約款・事業規約に規定する風水害等共済金 40 万円を支払え、との判断を求める。

(1) 平成 26 年 10 月の台風により、自宅 2 階の一部が損壊した。

10 月に連絡したが対応されなかったため、翌年 3 月に再連絡したところ、平成 27 年 4 月、被申立人から依頼された調査員により、調査が行われた。申立人より調査員に技術的な質問をしたが回答できず、専門的知識もない調査員であり、質問を遮って逃げるように帰っている。

(2) 被申立人から「お支払共済金のご案内」通知が届いたが、共済金合計 115,000 円との記載があるのみで、算出根拠が提示されていなかった。被申立人へ提出した修理見積書の金額は 1,541,862 円である。なお、当該約款・事業規約によると、一部壊・損害 100 万円超の共済金は限度額 40 万円とある。

(3) 被申立人に対し、共済金支払額算出根拠の提示を要求し受領した。不詳点を問い合わせたが、算出方法の具体的提示がされず算定根拠が不明である。また、力量のない調査員の「調査」による算定は不服である。

<裁定の概要>

申立人より申し立てを取り下げる旨の申出があったため、裁定手続規則第 30 条第 1 項にもとづき裁定を終了した。